

徳島県規則第六十九号

徳島県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年七月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県生活環境保全条例施行規則（平成十七年徳島県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第六十四条第四項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに当該報告を行うことが困難であるときは、知事が当該事由を勘案して定める期限までに行わなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。